

平成29年7月21日

## 放送受信料にかかる強制執行の実施予告について

NHKは本日、15都道府県の29人について、このまま放送受信料のお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、繰り返し丁寧な対応を重ねても、お支払いをいただけない状況です。支払期限までにお支払いがない場合は、やむを得ず最後の方法として、裁判所に強制執行の手続きを申し立てます。

### 【予告の概要】

対象者 15都道府県29人

(北海道2、岩手県1、茨城県1、栃木県2、群馬県1、千葉県1、東京都5、神奈川県2、岐阜県1、愛知県3、大阪府2、和歌山県2、広島県1、福岡県2、宮崎県3)

数字は人数

※ 支払期限 平成29年7月31日